



熊本県公報

第 1 1 8 7 2 号

平成 22 年 1 月 12 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 公有水面埋立の用途変更許可…………… (漁港漁場整備課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定の効力の停止…………… (//) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 牛深地区特定漁港漁場整備事業計画の変更…………… (漁港漁場整備課) 4

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 5
- 団体営土地改良事業計画変更の適否決定…………… (//) 5
- 団体営土地改良事業計画変更の適否決定…………… (//) 6

登 載 依 頼

- 熊本県下益城郡城南町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令…………… (学校人事課) 6
- 熊本県鹿本郡植木町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令…………… (//) 6
- 指定講習機関の代表者の変更…………… (警察本部運転免許課) 7
- 運転免許取得者教育の認定を受けた自動車教習所の代表者の変更…………… (//) 7
- 取得時講習及び高齢者講習を行う場所、期日及び受付時間の一部変更…………… (//) 7
- 熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間の一部変更…………… (//) 7
- 指定講習機関の取消し…………… (//) 8
- 運転免許取得者教育の認定を受けた自動車教習所の取消し…………… (//) 8
- 熊本県本人確認情報保護審議会の開催…………… (熊本県本人確認情報保護審議会) 8

告 示

熊本県告示第 3 0 号

公有水面埋立法 (大正 1 0 年法律第 5 7 号) 第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により公有水面埋立地の用途変更申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 3 条の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 2 2 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 塩屋漁港管理者 熊本県
 熊本市手取本町 1 番 1 号 熊本市
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 熊本市河内町河内字鶴通洞又 1 4 6 5、1 4 6 4 の 1、又 1 4 6 1、1 4 6 1 並びに 1 4 6 0、1 4 5 5 の 2、1 4 5 5 の 1 2 及びこれらの区域に介在する道路地先並びに字宮の上 1 4 5 4 の 7、1 4 5 4 の 1 0 地先並びに 1 4 5 4 の 1 0 に隣接する昭和 6 1 年 4 月 2 1 日付け熊本県指令河第 2 号の免許に係る埋立地地先公有水面
 - (2) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ昭和61年4月21日付け熊本県指令河第2号の免許に係る埋立地と公有水面との境界線(DL+4.58メートルにより決定)、2の地点から6の地点までを順次直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ平成7年春分の日における満潮位(DL+4.58メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 塩屋漁港基点4 (北緯32度48分57秒、東経130度35分38秒) から10度16分54秒 138.985メートルの地点
- 2の地点 1の地点から257度07分33秒 55.963メートルの地点
- 3の地点 2の地点から347度03分15秒 80.199メートルの地点
- 4の地点 3の地点から282度30分17秒 88.989メートルの地点
- 5の地点 4の地点から5度23分47秒 170.817メートルの地点
- 6の地点 5の地点から78度39分58秒 82.366メートルの地点

(3)面積

37,979.13平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1)位置

熊本市河内町河内字鶴通洞又1465、1464の1、又1461、1461並びに1460、1455の2、1455の12及びこれらの区域に介在する道路地内並びに字宮の上1454の7、1454の10地内並びに1454の10に隣接する昭和61年4月21日付け熊本県指令河第2号の免許に係る埋立地地内並びにこれらの地先公有水面

(2)区域

次のAの地点からHの地点を順次直線で結んだ線及びHの地点からAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 塩屋漁港基点4 (北緯32度48分57秒、東経130度35分38秒) から318度12分44秒 105.313メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から283度46分59秒 178.844メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から5度27分20秒 292.136メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から78度17分34秒 200.767メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から167度55分55秒 62.005メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から99度09分10秒 74.769メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から153度26分58秒 85.627メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から200度53分33秒 213.115メートルの地点

(3)面積

97,484.44平方メートル

4 埋立地の用途

- 漁港施設用地
- 漁村再開発施設用地

5 免許年月日及び番号

平成7年10月9日 熊本県指令漁第53号

6 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課並びに熊本市市政情報プラザ及び熊本市河内総合支所

7 縦覧期間

平成22年1月12日から起算して3週間

熊本県告示第31号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|----------------------------------|--------------|-----------|
| 居宅介護支援事業所たんぼぼ 鹿本郡植木町大字宮原177番地 | グループホーム郷有限会社 | 平成22年1月1日 |

熊本県告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 停止の期間 |
|-----------------|-----------|-----------|
| ヘルパーステーションてんとうむ | 株式会社エイジュウ | 平成22年1月1日 |

| | |
|--------------------|--------------------|
| し 熊本市田迎三丁目4番21号 | から平成22年3月 31日まで |
|--------------------|--------------------|

熊本県公告第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---------------|------------|---------|
| ケアサポート 南の風 熊本市出水一丁目1番25号 | 株式会社九州サンガ 熊本市出水一丁目1番25号 石井 義浩 | 平成22年 1月1日 | 4310100815 | 居宅介護 |

熊本県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| 介護付有料老人ホーム きずな 熊本市新南部5丁目2番1号 | 社会福祉法人星峰会 | 平成22年1月1日 |

熊本県告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| 介護付有料老人ホーム きずな 熊本市新南部5丁目2番1号 | 社会福祉法人星峰会 | 平成22年1月1日 |

熊本県公告第36号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|------------------------|----------------------------------|---------------|------------|----------|
| アウトリーチ 熊本市健軍本町30番3号 | 株式会社アソート 熊本市健軍本町30番3号 宮下 武 | 平成22年 1月1日 | 4310100823 | 就労継続支援A型 |

熊本県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年1月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供用を開始する区間 | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|---|---------------|--------------------------|
| 主要地方道 | 高森波野線 | 阿蘇郡高森町大字河原字塩井平 1004番地先から 同町大字河原字北園 822番1地先まで | 276.6 | 単道改 (改築 による 拡幅) |

2 供用を開始する期日 平成22年1月12日

熊本県告示第38号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により牛深地区特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び天草地域振興局農林水産部漁港課

公 告

熊本県公告第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営布田地区土地改良事業（区画整理、農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類
変更後の県営布田地区土地改良事業（区画整理、農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年1月13日から平成22年2月9日まで
- 縦覧場所
西原村役場

熊本県公告第9号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|--------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 高木 政夫 | 阿蘇郡南阿蘇村大字中松1602番地2 |
| 理事 | 渡邊 常則 | 阿蘇郡南阿蘇村大字中松426番地 |
| 理事 | 長尾 睦雄 | 阿蘇郡南阿蘇村大字一関647番地 |
| 理事 | 岩下 認 | 阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1102番地 |
| 理事 | 後藤 秀和 | 阿蘇郡南阿蘇村大字白川2428番地 |
| 理事 | 桐原 夏雄 | 阿蘇郡南阿蘇村大字両併1990番地 |
| 監事 | 郷 利治 | 阿蘇郡南阿蘇村大字一関2273番地 |
| 監事 | 松崎 徹也 | 阿蘇郡南阿蘇村大字白川444番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 高本 政夫 | 阿蘇郡南阿蘇村大字中松1602番地2 |

| | | |
|----|-------|--------------------|
| 理事 | 田所 則一 | 阿蘇郡南阿蘇村大字中松2923番地 |
| 理事 | 田上 昭則 | 阿蘇郡南阿蘇村大字一関2339番地 |
| 理事 | 岩下 友春 | 阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1091番地2 |
| 理事 | 興梠 正信 | 阿蘇郡南阿蘇村大字白川2154番地1 |
| 理事 | 桐原 夏雄 | 阿蘇郡南阿蘇村大字両併1990番地 |
| 監事 | 大塚 浩一 | 阿蘇郡南阿蘇村大字中松1408番地 |
| 監事 | 岩下 秀隆 | 阿蘇郡南阿蘇村大字吉田956番地6 |

熊本県公告第10号

合志市に事務所を置く合志市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲島 郁夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|--------|-----------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 西島 健二 | 合志市福原1077番地 |
| 理事 | 江藤 政晴 | 合志市福原2682番地2 |
| 理事 | 岡田 正孝 | 合志市竹迫1931番地 |
| 理事 | 坂本 重一 | 合志市幾久富5番地 |
| 理事 | 中嶋 鐵夫 | 合志市幾久富914番地 |
| 理事 | 松井 良二 | 合志市幾久富1319番地 |
| 理事 | 福嶋 良 | 合志市豊岡143番地 |
| 理事 | 吉住 繁寛 | 合志市豊岡2402番地12の2 |
| 理事 | 木永 健治 | 合志市上庄1489番地 |
| 理事 | 上野 俊也 | 合志市上庄1372番地 |
| 理事 | 林 一義 | 合志市栄321番地 |
| 理事 | 村上 桂祐 | 合志市栄2961番地1 |
| 理事 | 秋吉 不二雄 | 合志市栄2295番地119 |
| 監事 | 渡邊 末信 | 合志市竹迫1852番地 |
| 監事 | 狩野 義雄 | 合志市豊岡459番地 |
| 監事 | 上島 英児 | 合志市上庄173番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 惠濃 良茂 | 合志市福原581番地2 |
| 理事 | 岡村 和弥 | 合志市福原2294番地 |
| 理事 | 野田 勝久 | 合志市竹迫1647番地 |
| 理事 | 大寫 正士 | 合志市竹迫1843番地 |
| 理事 | 中嶋 鐵夫 | 合志市幾久富914番地 |
| 理事 | 野田 泰行 | 合志市幾久富1360番地 |
| 理事 | 野口 孝昭 | 合志市豊岡571番地 |
| 理事 | 後藤 隆保 | 合志市豊岡38番地 |
| 理事 | 青木 伸一 | 合志市上庄1236番地 |
| 理事 | 鈴木 富士登 | 合志市豊岡344番地 |
| 理事 | 井本 信市 | 合志市栄1224番地 |
| 理事 | 中山 隆行 | 合志市栄3185番地1 |
| 監事 | 西島 健二 | 合志市福原1077番地 |
| 監事 | 作野 博文 | 合志市幾久富1275番地 |
| 監事 | 佐々木 和義 | 合志市栄241番地 |

熊本県公告第11号

玉名市長から協議のあった天水2期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成22年1月4日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の天水2期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年1月13日から平成22年2月9日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第12号

玉名市長から協議のあった天水2期地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成22年1月4日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の天水2期地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年1月13日から平成22年2月9日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

掲載依頼

熊本県教育委員会訓令第12号

本庁各課
各地方機関

熊本県下益城郡城南町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成22年1月12日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

熊本県下益城郡城南町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令
平成21年10月16日付け総務省告示第491号に基づき、下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する処分の効力が生じる際、現に城南町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県熊本市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第13号

本庁各課
各地方機関

熊本県鹿本郡植木町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成22年1月12日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

熊本県鹿本郡植木町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令
平成21年10月16日付け総務省告示第492号に基づき、鹿本郡植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する処分の効力が生じる際、現に植木町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県熊本市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

熊本県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年1月12日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

| 名称、住所及び代表者の氏名 | 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 | 特定講習の種別 | 変更事項 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|---------------------------------------|------------------------------|--------------------|--------|--------|-------------|
| 株式会社熊本自動車教習所 熊本市楠六丁目6番25号 松本 玲子 | 熊本ドライビングスクール 熊本市楠六丁目6番25号 | 初心運転者講習 取消処分者講習 | 代表者の氏名 | 永田 佳子 | 平成21年11月18日 |
| 株式会社菊池自動車学校 菊池市木柑子1427番地 松本 玲子 | 菊池自動車学校 菊池市木柑子1427番地 | 初心運転者講習 取消処分者講習 | 代表者の氏名 | 永田 佳子 | 平成21年11月18日 |

熊本県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年1月12日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

| 名称、住所及び代表者の氏名 | 使用する施設の名称及び所在地 | 変更事項 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|---------------------------------------|------------------------------|--------|--------|-------------|
| 株式会社熊本自動車教習所 熊本市楠六丁目6番25号 松本 玲子 | 熊本ドライビングスクール 熊本市楠六丁目6番25号 | 代表者の氏名 | 永田 佳子 | 平成21年11月18日 |
| 株式会社菊池自動車学校 菊池市木柑子1427番地 松本 玲子 | 菊池自動車学校 菊池市木柑子1427番地 | 代表者の氏名 | 永田 佳子 | 平成21年11月18日 |

熊本県公安委員会告示第3号

平成19年6月1日熊本県公安委員会告示第8号（道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成22年1月12日から施行する。

平成22年1月12日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

2(3)、7及び10の表植木自動車学校（鹿本郡植木町投刀塚320番地1）の項を削る。

熊本県公安委員会告示第4号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第8号（熊本県道路交通規則第42条の2

第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成22年1月12日から施行する。

平成22年1月12日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1の表植木自動車学校(鹿本郡植木町投刀塚320番地1)の項を削る。

熊本県公安委員会告示第5号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の11第1項の規定により、指定講習機関の指定を次のように取り消したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第15条の規定により告示する。

平成22年1月12日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

| 名称、住所及び代表者の氏名 | 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 | 特定講習の種別 | 取消しを行った年月日 |
|-------------------------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 植木自動車学校 鹿本郡植木町投刀塚320番地1 井上 拓郎 | 植木自動車学校 鹿本郡植木町投刀塚320番地1 | 初心運転者講習 | 平成21年12月24日 |

熊本県公安委員会告示第6号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育の認定を次のように取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。)第12条の規定により告示する。

平成22年1月12日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

| 名称、住所及び代表者の氏名 | 使用する施設の名称及び所在地 | 課程の区分 | 課程の名称 | 取消しを行った年月日 |
|-------------------------------------|----------------------------|------------------|---------------|-------------|
| 植木自動車学校 鹿本郡植木町投刀塚320番地1 井上 拓郎 | 植木自動車学校 鹿本郡植木町投刀塚320番地1 | 認定規則第1条第1号に掲げる課程 | 普通車運転経験が少ない課程 | 平成21年12月24日 |
| | | 認定規則第1条第4号に掲げる課程 | 高齢者に対する教育課程 | |

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成22年1月12日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成22年1月19日(火)午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題(予定)
 - (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
 - (2) 本人確認情報保護対策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村総室）
（電話 096-333-2105）